

問題 1 (配点 50 点)

X は Y 銀行に、次の約定で 100 万円を預け入れた(本件預金契約)。すなわち、期間は 1 年間とするが、満期日に前回と同一の期間の預金契約として自動的に継続されること、及び、預金者が本件預金契約の継続を停止するときは満期日までにその旨を申し出るべきというものであった。

8 年が経過し、X は Y に対して本件預金契約に係る定期預金証書を提示して本件預金契約の解約を申し入れて、預金の払い戻しを求めたところ、Y は、本件預金は、既に時効消滅していると主張した。

問 1 (配点 30 点)

Y の立場からは、どのような理由から、本件預金払戻請求権の消滅時効が完成していると主張することになるか。

問 2 (配点 20 点)

あなたが裁判官であるとして、Y の主張する本件預金払戻請求権の時効消滅は認められるか、論じなさい。

問題 2 (配点 50点)

Bは、Aから宅地(本件土地)を賃借して、その土地の上に建物(本件建物)を建築して居住し始めた(建物の保存登記済み)。その際、Bは、C銀行から建築資金の融資を受けるため、本件建物の完成後、本件建物についてCのために抵当権を設定し、その旨の登記を経た。

しばらくたってから、Bは、Aから本件土地を購入した。ところが、Bは、結局Cに対する借金の返済ができなかったため、Cは、抵当権の実行を申し立て、Dが本件建物を買受けた。

Bは、Dを相手として、建物収去・土地明渡しを求めて訴訟を起こした。Bの主張は認められるか。

問題 3 (配点 50点)

Aは土地甲を所有していた。Aは甲の上に、自宅を建築しようと思い、工務店Bとの間で、自宅の建築請負契約を締結した。請負代金は1500万円とし、契約時に支払われた。

Bは工事を完成させ、完成した建物乙をAに引き渡した。Aが乙に居住していたところ、外壁がはがれそうになる瑕疵を発見した。このことをBに告げたところ、Bは修補費用として500万円を支払うことを申し出、Aはこれを了承し、500万円を受領した。ところが、Aは瑕疵を修補せずに、放置したまま、また、瑕疵のことは黙秘して、土地甲と共に建物乙をCに3000万円で転売した(Aのその後の所在はつかめていない)。その後、実際に建物乙の外壁がはがれる事故が起き、建物乙の下を通過していた、通行人Dが大けがを負った。治療費・入院費・休業による損失などを併せて、約500万円あまりの損害を被ったDは、Cに損害賠償を求めたが、Cには十分な資力はなかった。

DはBに対して損害賠償を請求することは可能か。また、可能であるとすれば、どのような根拠に基づいて損害賠償を請求することができるか。

